

第27回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和3年7月9日（金）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第27回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和3年7月9日（金）
- 2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦
- 4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内 山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸	14番	布 施 和 彦（会長）
15番	鶴 澤 英 夫（職務代理者）	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		
- 5、欠席委員（なし）
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～2)
 - 第4 議案第2号 買受適格証明願（農地法第3条）について
(整理番号1～2)
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号2～3)
 - 第6 議案第4号 買受適格証明願（農地法第5条）について
(整理番号1～2)
 - 第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～6)

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1～3)

第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1)

第11 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

第12 報告第5号 転用事実確認証明について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 好	主 査	千葉 利 憲
主任書記	戸田 久子	主任書記	小田切 基 樹

◎開 会

○議長 ただいまから第27回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時08分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 次に、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

内海亮一委員、梅原英男委員、両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は大網字中橋の地目、田が1筆、面積439平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は駒込字北柳島の地目、田が2筆、合計面積1,523平方メートル

ルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は財産処分によるためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから8ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくをお願いいたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、7月2日、権利者、義務者宅をそれぞれ訪問しまして、内容を確認してまいりました。

義務者は、資料のとおり高齢であり、耕作もできなく、また、農業後継者もないことから、隣接農地所有者である権利者に譲渡の話をしたところ合意に至り、本申請に至ったようです。申請地は権利者宅に近く、かつ申請地を取り囲むように周囲が権利者のものであることから、耕作しやすいと申しておりました。

権利者は認定農業者であり、特に問題ないと思われれます。慎重審議、よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、積田敏春委員、よろしくをお願いいたします。

○積田委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

7月2日に内海委員と現地確認しました。現地は今年も水稲が耕作されており、問題はありません。7月2日に義務者から聴取しました。本件の田の名義人は平成23年に死亡しています。義務者は相続人が不存在のため、平成26年に金融機関からの申立てにより裁判所から相続財産管理人に選任された弁護士です。本件の田については従前の耕作者にも買取り交渉をしたがまとまらず、今回、現在の耕作者に買取り交渉を行った結果、本件申請に至ったと

のことでした。

7月3日に権利者から聴取しました。権利者は運送会社に勤務の傍ら農業を営む兼業農家です。従前の耕作者から紹介され、3年前から本件の田を借り受け、水稻耕作を行っています。今回、義務者からの申出もあり購入に至ったとのことで、申請に間違いはないとのことでした。

権利者は現在、耕作中の市内農業者であり、何ら問題ない関係とは思いますが、慎重なるご審議お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

各申請者は、議案書のとおりとなります。

整理番号1から2の該当農地は、細草字外山の地目、畑が1筆、面積607平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面③に2-1、2-2と表記された箇所が当該地であります。

本案件は、農地として利用する目的で、千葉地方裁判所の競売に参加するに当たり、買受適格証明願が提出されました。

本買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行った上で、許可の見込がある場合に買受適格証明書を交付することになります。その後、競売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があります。

整理番号1。詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから25ページになります。

まず、詳細資料の9ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書に基づき、同法第3条第2項の各号の要件を確認していきます。

初めに、第1号で全部効率利用が認められない場合です。

①機械の確保状況は農機具が未所有であります。果樹の作付であることから支障がないと思われ。②労働力の確保状況は、構成員3名のうち1名が従事する計画で、その他に1名、臨時雇用する予定です。③期日は、法人の本店がある市より認定農業者として認定を受けています。④通作距離は、従事する方の自宅より約70キロメートルで、自家用車で約1時間30分とのことです。

次に、第2号で、農地所有適格法人の要件を満たさない場合です。

①農地所有適格法人は、農業の売上げが農業以外の事業より多いことから、支障がないと思われ。②法人形態要件は、株式会社です。③事業要件は、主たる事業が農業です。④構成員・議決権要件は、農業に常時従事するものの議決権が総株主の議決権の過半を占めています。⑤役員要件は、取締役の過半が法人の常時従事者かつ1名以上が農作業従事者です。

次に、第5号で、下限面積要件を満たさない場合です。①耕作面積は、法人の本店がある市の農業委員会において、発行された耕作面積証明書により50アール以上耕作していることを確認しています。

次に、第7号で、地域調和に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、⑥その他は、果樹の作付を予定しています。

詳細資料の17ページをご覧ください。

申請土地選定理由は、暖地での農業を行うためであります。

次に、整理番号2。詳細資料につきましては、A4判縦の26ページから27ページになります。

詳細資料の26ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書に基づき、同法第3条第2項の各号の要件を確認していきます。

初めに、第1号で全部効率利用が認められない場合です。①機械の確保状況は、トラクターを1台所有しています。②労働力の確保状況は、申請者を含めて5人です。③技術は、認定農業者ではありませんが、既存の農業者です。④通作距離は、市内の農業者の方です。⑦貸付地の貸付理由等は、畑作業に集約するためです。⑧賃借権設定の有無は有り、田を第三者に農業経営基盤強化促進法により貸付けを行っています。

次に、第4号で農作業常時従事要件を満たさない場合です。①世帯合計の農作業従事日数は、申請者を含めた農作業従事者数5人で、合計760日です。

次に、第5号で下限面積要件を満たさない場合です。①耕作面積は、農地台帳により50アール以上耕作していることを確認しています。

次に、第7号で地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、⑥その他は、養蜂、果樹の作付を予定しています。

詳細資料の27ページをご覧ください。

申請土地選定理由は耕作地から近いためであります。

以上、整理番号1から2につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、板倉小百合委員、よろしく願いいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号1と2を一括して調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

7月6日、内山委員さんとともに現地確認を行いました。場所につきましては、添付資料の14から16ページをご覧ください。

現地は東金市と隣接しており、雑草が生い茂り、荒れ気味ですが、耕せば耕作できる状態にあります。7月2日、申請者お2人に電話にて聞き取り調査を行いました。

整理番号1の申請者は、温暖な気候のこの地で、手間のかからない柿の栽培をし、隣に居宅地があることから作業所を倉庫として利用する計画だそうです。また、近隣に知人が住んでおり、手伝ってもらおうとのことでした。

整理番号2の申請者は、同じ地区で養蜂業を営んでおります。近場の緑豊かなこの場所で果樹を栽培し、採蜜場として利用したいとのことでした。問題はないと思われませんが、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案の第2号、買受適格証明願(農地法第3条)について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は買受適格証明書を交付することに決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は買受適格証明書を交付することに決定されました。

事務局、どうぞ。

○事務局 ここで、事務局から報告があります。

日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について、令和3年7月1日付で取下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

◎議案第3号（整理番号2～3）

○議長 それでは、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号、整理番号2から3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号2。申請地は、大網字笹塚の地目、田が1筆、面積38平方メートルを売買で買い受け、住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に3-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の39ページから47ページになります。

事業を行う理由につきましては、権利者の自宅から申請地側に一部傾きを生じているコンクリート柵渠の補修を検討しましたが、建物基礎と境界までの敷地が狭く、柵渠を撤去すると建物基礎が浮き上がる状況になります。そのため、L型擁壁に造り替え、擁壁設置後に盛土を行い、住宅用地として花壇、家庭菜園にするために計画したとのことです。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、申請地はL型擁壁を設置後、山砂により埋立てを行う計画となっております。

排水につきましては、雨水は地下浸透する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は永田字北中原の地目、畑が1筆の面積5,040平方メートルのうち491.31平方メートルを無償で借り受け、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面②に3-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の48ページから56ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で、軽量鉄骨造2階建て、建築面積63.62平方メートル及び駐車スペース45.27平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、現在、権利者が市外に妻及び子2人と同居していますが、賃貸物件が手狭であることや隣接する実家で農業に従事するために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である住宅のほか周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地のみを行う計画となっております。

排水につきましては、汚水と雑排水は合併浄化槽を經由して市道側溝へ放流、雨水は浸透枡を設置し、余剰分は敷地内最終枡を經由して市道側溝へ放流する計画となっております。

なお、排水を放流するに当たり、南部維持管理組合の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続き

の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号2の案件について、梅原英男委員、よろしくお願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第3号、整理番号2の調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る7月6日、火曜日に蔭山委員さんと一緒に権利者及び義務者を交えまして現地で立会いの上、申請状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、今回の申請内容につきましては、申請地の田んぼと宅地の境界に設置をされておりますコンクリート製の組立柵渠が経年劣化して田んぼ側に倒れかけており、崩壊寸前となっております。このままではいずれ崩壊することが予想されますけれども、現地で確認をいたしましたところ、建物の基礎から柵渠までの距離が75センチしかなく、もし崩壊したら建物の基礎が出てしまうような状況でございました。

このようなことから、権利者側が土木業者に相談をいたしましたところ、柵渠を付け替えるには建物と柵渠との距離が短く、工事での建物への影響や柵渠の引っ張りが取れないなどの説明を受けたそうでございます。やむを得ず義務者にその事情を説明し、田んぼの一部所有権の移転の同意をいただいたと、このようなことでございました。

また、土留めに新たにL型柵渠を新設する計画となっておりますけれども、建物から柵渠までの余裕と工事のスペースも確保する必要があることから、用地買収により土地の形状も合わせて整えようとするものでございます。なお、造成につきましては、市外から山砂を運びまして、埋立てする計画となっておりますけれども、工事完了後には余剰地に家庭菜園を行いたいと、そのような話をされておりました。

また、立ち合いされました義務者の意見といたしましては、前々から田んぼへの崩落が気になっておりましたので、たまたま権利者のほうから買取りの話がありました。よろしゅうお願いしたいと、そのようなお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に支障はないものと思われまますけれども、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 続きまして、整理番号3の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 議案第3号、整理番号3について調査報告いたします。

詳細については、事務局説明のとおりで、7月5日に内海委員と現地確認しました。

現地は、5反の大きな畑の一部で、住宅を建設しても周囲の農地には影響はないものと思われま

す。7月6日に義務者から聴取しました。権利者は義務者の次男で、市外でアパート生活をしていましたが、子供も大きくなったことから実家の隣地に次男の居宅を建てることになり、本件申請したとのことでした。

同じく7月6日に権利者から聴取しました。子供が4歳と1歳になり、就学を考え実家の隣地に家を建てることを決めたとのこと。また、農家の手伝いは今までもしていたし、これからも続けていくとのことでした。予定どおり居宅の建築ができそうで、完成が待ち遠しいとのことでした。

以上、問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号2から3の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2から3の案件について順次採決いたします。

議案第3号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号、整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

よって、議案第3号、整理番号2から3につきましては、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第4号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第6、議案第4号 買受適格証明願（農地法第5条）についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

各申請者は、議案書のとおりとなります。また、該当農地は、細草字外山の地目、畑が1筆、面積607平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面③に4-1から4-2と表記された箇所が当該地であり、転用の許可基準となります立地基準ですが、農地の区分は第2種農地に該当すると考えられます。

本案件は、農地転用の目的で、千葉地方裁判所の競売に参加するに当たり、買受適格証明願が提出されました。本買受適格証明願につきましては、農地法第5条の審査基準と同等の審議を行い、総会で意見を決定した上で、意見を付して知事へ送付することになります。その後、競売農地を落札された方は落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第5条の申請を行い、知事の許可を受ける必要があります。

整理番号1。詳細資料につきましては、A4判縦の57ページから63ページになります。目的は、申請地を資材置場用地にしようとするものであります。

事業を行う理由につきましては、申請者は不動産業及び土木建設業の法人であり、長生郡市、山武郡市を主な営業範囲としています。長生郡市内にある資材置場が借地のため、山武郡市での仕事の際には、資材や廃材の置場として既存の資材置場を使用することがとても効率が悪く、山武郡市内で資材置場用地を探していたところ、申請地は地盤も平坦であり、接道環境もよく、資材置場として最適な場所であると判断したために計画したとのことでした。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、申請地は、埋立て等は行わず、整地のみを行う計画となっております。

排水につきましては、雨水は敷地内浸透する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号2。詳細資料につきましては、A4判縦の64ページから70ページになります。目的は、申請地を資材置場用地としようとするものであります。

事業を行う理由につきましては、申請者は土木、建築工事の請負及び施工のほかに造園工事、植木の販売を行う法人であり、申請地に物置やトラックの駐車場、重機置場、造園の資材置場を設置するために計画したとのことでした。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、申請地は埋立て等を行わず、整地のみを行う計画となっております。

排水につきましては、雨水は敷地内浸透する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について内山充弘委員、よろしく願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第4号、整理番号1と2について一括で調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

申請地の場所については、詳細資料14ページをご覧ください。

大網白里市と東金市の市境になります。東側には広域農道があります。

整理番号1の権利者には、7月3日、電話にて調査を行いました。不動産業及び土木建設業を営んでおり、営業範囲は長生郡市、山武郡市だそうです。

山武郡市内に資材置場用地を探していたところ、申請地の立地条件がとてよく、接道環境もよく、最適な場所であることから申請地を選定したと話されておりました。申請については、間違いのないとのことでした。

続いて、整理番号2の権利者にも7月3日、電話にて調査を行いました。造園工事、植木

の販売を行っている方で、申請地について植木の取引市場が近くにあり、千葉市、市原市方面の造園工事の拠点にしたい考えがあったそうです。

今回、資材置場として申請地を選定したと伺いました。申請については、間違いのないことでした。また、申請地には7月6日に板倉委員さんと私で現地確認を行いました。少々荒れ気味ですが、除草管理を行えば資材置場として使える状況でした。

以上、整理番号1と2について、問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 買受適格証明願（農地法第5条）について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第4号、整理番号1について、原案のとおり買受適格相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1は原案のとおり買受適格相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第4号、整理番号2について、原案のとおり買受適格相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号2は原案のとおり買受適格相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第5号（利用権設定）

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第5号の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書7ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者4人、利用権の設定をする者11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が42筆で合計面積5万1,017平方メートル、畑が3筆で合計面積4,352平方メートル、田・畑を合わせた合計面積は5万5,369平方メートルでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が3件、更新契約が8件でございます。

所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。南今泉地内の田が7筆、合計面積6,835平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。南今泉地内の田が3筆、合計面積3,397平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。南今泉及び北今泉地内の田が7筆、合計面積7,321平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号4。南今泉及び四天木地内の田が9筆、合計面積7,757平方メートル、1年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。南今泉地内の田が2筆、合計面積3,914平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。南今泉地内の田が5筆、合計面積6,564平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号7。南今泉及び北今泉地内の田が5筆、合計面積6,008平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8。九十根地内の田が3筆、合計面積5,641平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規であります。

次に、整理番号9。小中地内の田が1筆、面積3,580平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号10。小中及び萱野地内の畑が2筆、合計面積1,308平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。四天木地内の畑が1筆、面積3,044平方メートル、10年、金納、全面積で1万円、新規であります。

以上、整理番号1から11の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号7の案件について、板倉小百合委員、よろしく願いいたします。

○板倉委員 整理番号7について、調査報告を申し上げます。

内容としては、事務局の説明のとおりです。

7月3日、借受人にお話を伺いました。申請地は、以前から借受人が耕作しておりましたが、貸付人の父親が亡くなり、相続人である息子さんと新規に利用権設定を申請するものです。

電話にて貸付人に確認したところ、間違いのないことでした。借受人は、認定農業者で機械も整っておりますので、問題はないと思われませんが、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号8の案件について、中村和敏委員、よろしく願いいたします。

○中村委員 整理番号8について、調査報告いたします。

説明は事務局の説明のとおりです。

7日、借受人に話を聞いたところ、以前より耕作をしており、今回、後継者に代わるということで、今回の申請に至っております。

また、貸付人に確認したところ、以前より耕作できないということで、借受人にお願いしているとのことでした。借受人は農機具等もそろっており、耕作地もきれいに管理されておりました。何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 整理番号11について報告します。

内容は事務局の説明とおりです。

7月3日に貸付人、借受人ともに話を伺いました。貸付人は遠方のため、電話で話を聞きました。当該の畑は4、5年前より借受人に耕作をしてもらっていた畑とのこと、今回当該の畑を貸付人が相続したため、新規に利用権の設定をしたとのことでした。

同じ日に借受人には直接話を伺い、現地の畑も確認しました。畑はタマネギを栽培している畑ですが、収穫も終わり、きれいに耕されておりました。借受人は親子で農業を営んでおり、息子さんは認定農業者になっています。機械設備もそろっており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号1から11について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第5号、整理番号1から11について、一括して採決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から11は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から11は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第11、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、日程第12、報告第5号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページから15ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり6件の届出がありました。

届出の内容につきましては、整理番号1から4及び6は、相続により所有権を取得したことから、整理番号5は、会社分割により賃借権を取得したことから届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり3件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定、または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1から2は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。

整理番号3は、所有権移転に伴い、駐輪場用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。
農地の所在地、土地所有者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。
届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり2件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、現在も住宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成12年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、2年前の台風の影響で山が崩れたことにより、崩落箇所への復旧作業に伴い、隣接宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真では山林の様相であり、現状、宅地の一部として使用していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり1件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または5条の許可後もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。

この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり太陽光発電施設用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第5号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第12までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願い

いたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 事務局のほうから1点説明いたします。

農業委員、推進委員の皆様のお手元に第22期大網白里市農地利用最適化推進委員名簿をお配りしております。先月16日付で委嘱されました15地区の推進委員の方の氏名等を加えております。なお、本名簿は個人情報が含まれておりますことから、取扱いに十分注意くださるようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局から連絡事項について、ありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○議長 ほかにないということで、本日本日予定していました日程は全て終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第27回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時09分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月9日

農業委員会長

市 施 和 彦

署名委員

内 海 亮 一

署名委員

梅 原 英 男